

えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、
再審法の速やかな改正を求める決議

決議の趣旨

当会は、国に対し、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、少なくとも以下の事項を中心とする再審法改正を速やかに行うことを求める。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止

提案理由

1 はじめに

えん罪は国家による人権侵害の最たるものである。「10人の真犯人を逃すとも、1人の無辜を罰するなかれ」との法格言は、刑事手続において最も重視されなければならない。再審は、人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済することを目的とした制度である。上記法格言からも明らかなように無実の者が処罰されることは決して許されてはならず、誤判の場合には速やかにその救済が行われなければならない。

しかしながら、現実には、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は、遅々として進んでいない。その原因は、現行刑事訴訟法が施行されて70年以上が経過した今もなお、再審法（刑事訴訟法第4編再審）の規定がわずか19条しか存在しないという、現在の再審制度が抱える制度的・構造的の問題にある。

2 証拠開示の制度化について

再審が認められるためには、確定判決に事実認定の誤りがあるというだけでは足りず、確定判決の事実認定の誤りを覆すための明白な新たな証拠が必要である。しかしながら、刑事事件の証拠は捜査機関が独占しており、弁護人は捜査機関が有している証拠を覆すような証拠を有していないのが一般的である。ましてや、一旦確定した有罪判決の事実認定を覆すような新たな証拠を

収集・発見することは困難を極めるものである。このような実情を考えると、再審制度を考えるに当たっては、証拠開示の必要性が極めて大きい。

実際、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、袴田事件、大崎事件、日野町事件では、再審請求手続における証拠開示請求により開示された証拠が再審開始決定の結論に強い影響を与えている。松橋事件では、再審請求前の段階で開示された証拠が再審開始決定の決め手となっている。このことは、再審請求手続における証拠開示の制度化がいかに重要であるかを如実に示している。

しかし、再審請求手続における証拠開示については、いまだに明文の規定が存在しておらず、裁判所の広汎な裁量に委ねられているのが現実であり、実際に証拠開示が実現した事件であっても、開示に至るまでにはかなりの時間を要している場合が多い。袴田事件では、事件発生から40年以上、日野町事件でも、事件発生から30年近くが経過した段階で証拠が開示されており、証拠開示までに長期間が経過している。

再審請求手続における証拠開示については、2016（平成28）年の刑事訴訟法改正の際の改正附則9条3項で「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠開示…について検討を行うものとする。」とされており、再審請求手続に関する証拠開示の制度化は急務と言える。

以上のとおり、証拠開示制度の不備がえん罪被害者の速やかな救済を阻害していることから、再審請求手続における証拠開示の制度化は、早急に実現しなければならない。

3 再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止

再審制度の目的は、無辜の救済であり、現行の再審請求手続においては、検察官は「公益の代表者」として裁判所が行う審理に協力する立場にすぎない。しかしながら、再審開始を認める決定に対しては、検察官による不服申立てが常態化しており、特に近年では再審開始を認める即時抗告審の決定に対してすらも、検察官が最高裁判所に特別抗告を行う事例が多々見られ、今まで以上にえん罪被害者の早期救済が妨げられる事案が発生している。

現実に名張毒ぶどう酒事件においては、2005（平成17）年の第7次再審請求審において1度は再審開始決定が出されたが検察官の異議申立てにより取り消され、請求人は2015（平成27）年に亡くなっている。布川事件については、2005（平成17）年9月21日の水戸地方裁判所土浦支部による再審開始決定に対し検察側が即時抗告し、これを棄却した東京高等裁判所の決定に対しても検察側が特別抗告をしたため、2009（平成21）年12月15日に最高裁が特別抗告を棄却してようやく再審開始が確定した。そのため、1970（昭和45）年の有罪判決の後、2011（平成23）年に再審無罪が確定するまで実に41年もの長期間を要する結果となった。

袴田事件においては、2023（令和5）年3月13日、東京高等裁判所の決定により検察官の即時抗告は棄却されたものの、袴田巖氏が1968（昭和43）年に死刑判決を受けてから、現在までに55年もの歳月が経過している。日野町事件においては、2023（令和5）年2月27日、大阪高等裁判所は、検察官の即時抗告を棄却したものの、阪原弘氏が1999（平成11）年に有罪判決を受けてから24年が経過し、阪原弘氏は2011（平成23）年に亡くなっている。

このように速やかに救済されるべきえん罪被害とは裏腹に、再審手続は長期化している。再審開始決定が出されても、検察官による即時抗告、特別抗告が繰り返され、再審公判に至ることすらできず、速やかなえん罪被害者救済に著しい支障が生じている。速やかなえん罪被害の救済のためには、検察官による不服申立てを禁止することが不可欠である。検察官としては再審が開始された場合に再審公判で確定判決を妥当とする主張・立証をすることができるのであるから、えん罪からの迅速な救済という目的を阻害してまで再審開始決定に対する検察官上訴を認める必要性は乏しい。

したがって、再審開始決定がなされた場合には、速やかに再審手続を開始し、再審公判が行われるようにする必要があり、現行刑訴法の規定を改正し、検察官の不服申立てについては法をもって禁止することが必要である。

4 まとめ

再審法制度改正において検討すべき課題は多岐にわたるが、特に、上記のとおり、証拠開示制度の不存在と、再審開始決定に対する検察官不服申立ての許容が、再審における真実発見を阻害し再審請求手続を長期化させている主な原因であり、これらの解消こそが喫緊の課題である。

そこで、当会は、国に対し、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、少なくとも決議の趣旨記載の事項を中心とする再審法改正を速やかに行うことを求める。

以上のとおり決議する。

2023（令和5）年5月26日

島根県弁護士会